

※本人以外の方は、はがさずに切り取って本人へお渡しください。

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号



お電話でお問い合わせの際は、指定番号と宛名番号をお知らせください。確認ができない場合は、お問い合わせにお答えできません。

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条、及び第321条の4（第321条の4）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に市税に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消を求める際は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

○年○月○日

大阪府羽曳野市長

公印

問合せ先 【担当部署】 税務課 市民税担当 【電話番号】 072-958-1111（代表）

〇〇年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）			
所得	給与収入 給与所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤	扶養親族該当区分 本人該当区分 繰越損失
	医療費	配偶者	
	社会保険料	配偶者特別	
	小規模企業共済	扶養	
	生命保険料	特定親族特別	
地震保険料	基礎	所得控除合計②	
(摘要)			
市民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	納付額	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分
府民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦		1月分 2月分 3月分 4月分 5月分
森林環境税	税額⑧		
特別徴収税額	特別徴収税額⑨ 控除不足額⑩		
既納付額	既納付額⑪		
差引納付額	差引納付額(⑥-⑦-⑧-⑨-⑩)		
変更前税額	変更前税額⑫		
増減額	増減額(⑫-⑬)		
変更月	変更月		月

【所得】 所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

給与収入	前年中の給与収入を表示	営業等	営業等所得が含まれる場合*を表示	配当	配当所得が含まれる場合*を表示
給与所得	給与収入から給与所得控除額を差し引いた額を表示	農業	農業所得が含まれる場合*を表示	給与	主たる給与以外の給与所得が含まれる場合*を表示
その他の所得計	右欄の該当所得の合計額を表示	不動産	不動産所得が含まれる場合*を表示	雑	雑所得が含まれる場合*を表示
総所得金額①	[給与所得]と[その他の所得計]の合計額を表示	利子	利子所得が含まれる場合*を表示	譲渡・一時	譲渡・一時所得が含まれる場合*を表示

【所得控除】 所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めめるために、下表の種類に対して、一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。控除額の計算は、通知書の裏面をご確認ください。

雑損	雑損控除額を表示	配配	配偶者控除適用の場合*を表示	未成年者	未成年者適用の場合*を表示
医療費	医療費控除額を表示	老配	老人配偶者控除適用の場合*を表示	特障	特別障害者控除適用の場合*を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示	特定	特定扶養の人数を表示	他障	普通障害者控除適用の場合*を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示	同老	老人扶養の内、同居老親等に該当する人数を表示	寡婦	寡婦控除適用の場合*を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示	老人	老人扶養の人数を表示	ひとり親	ひとり親控除適用の場合*を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示	16歳未満	16歳未満の扶養の人数を表示	勤労学生	勤労学生控除適用の場合*を表示
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示	その他	一般扶養の人数を表示	繰越損失	繰越損失の繰越控除適用の場合*を表示
配偶者	配偶者控除額を表示	同障	特別障害者の内、同居特別障害者に該当する人数を表示		
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示	特障	特別障害者の人数を表示		
扶養	扶養控除額を表示	他障	普通障害者の人数を表示		
特定親族特別	特定親族特別控除額を表示	特親	特定親族特別控除適用の場合、適用人数を表示		
基礎	基礎控除額を表示				

控除額の計算は、通知書の裏面をご確認ください。

【課税標準】 所得割計算の基礎となる額です。[総合課税所得]と[分離課税所得]を表示します。

総合課税所得	[総所得金額①]から[所得控除合計②]を差し引いた額を[総所得③]に表示します。
分離課税所得	山林 伐採した山林や立木の譲渡による所得 分離短期譲渡 土地建物等の譲渡による所得（5年以下保有） 分離長期譲渡 土地建物等の譲渡による所得（5年超保有） 株式等の譲渡 株式等の譲渡による所得 上場株式等の配当 申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得 先物取引 先物取引の差金等決済による所得

【税額】 市民税・府民税の税額を計算します。

税額控除前所得割額④	課税標準に応じた所得割額を表示	計算式等	税額控除⑤
税額控除額⑤	右欄の該当税額控除の合計額を表示	【総合課税所得】 総所得③×（市民税6%＋府民税4%） 【分離課税所得】 各所得に税率をかけて算出します。	調整控除 課税標準額や人的控除に応じて算出される控除 配当控除 総合課税所得がある場合に種別・金額に応じて控除
所得割額⑥	税額控除後の所得割額を表示	税額控除前所得割額④－税額控除⑤	住宅借入金等特別控除 所得税において控除しきれなかった一定額を控除
均等割額⑦	均等割額を表示	【市民税】 3,000円 【府民税】 1,300円	寄附金税額控除 市民税・府民税において対象となる寄附金額に応じて控除
森林環境税額⑧	森林環境税額を表示	1,000円	外国税額控除 所得税において控除しきれなかった一定額を控除
特別徴収税額⑨	市民税・府民税・森林環境税額を	市民税・府民税の所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧	配当割額控除 源泉徴収口内の上場株式等に係る配当譲渡所得を申告した場合に源泉額に応じて控除
差引納付額	本事業所で徴収する特別徴収税額を表示、右の納付額に各月の徴収額を表示します。		株式等譲渡割額控除 源泉徴収口内の上場株式等に係る配当譲渡所得を申告した場合に源泉額に応じて控除

※調整控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除の内訳は裏面に表示します。